

産業廃棄物処分業許可証

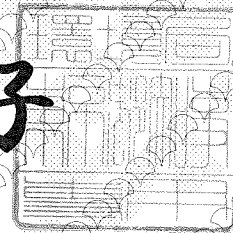
住所 東京都稲城市大丸1462番地2
氏名 株式会社川上商店
代表取締役 有田 一成



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 5月26日

許可の有効年月日 平成36年 5月25日

再複写無効
NO COPY

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破 砕: ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設

所在地: 東京都稲城市大丸1462番9

施設種類	産業廃棄物の種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破 砕	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	—	2,160 t/日	平成7年5月1日	産施 第51026号	平成13年2月1日
	がれき類	—				

3 許可の条件

(1) 破碎の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 5月 26日 新規許可

平成 29年 5月 26日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

